

気候変動適応関東広域協議会 設置要綱 改定案

○分科会の設置にともない、第5条に(1)～(3)を追記することとしたい。

改定案	現行
<p>(分科会等) 第5条 協議会には、必要に応じ分科会等を設けることができる。</p> <p><u>(1) 分科会等の設置は、その目的、設置期間等を構成員及びアドバイザーで協議した後、構成員の合意により行う。</u></p> <p><u>(2) 分科会等には、座長を置き、会議等の進行及び協議会への報告を行う。</u></p> <p><u>(3) 分科会等は設置期間の満了又は構成員の協議により、設置を終了する。</u></p>	<p>(分科会等) 第5条 協議会には、必要に応じ分科会等を設けることができる。</p>

以上